

2 医安第 6 0 7 号
令和 2 年 8 月 2 4 日

関係団体の長様

愛知県保健医療局長
(公 印 省 略)

愛知県緊急事態宣言及び栄・錦地区における営業時間短縮等の
要請の解除について (通知)

愛知県緊急事態宣言及び栄・錦地区における営業時間短縮等の要請につきまして
は、本日、第 13 回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議を開催し、本
日をもって解除することとしました。

一方で、新規感染者の発生など、大変厳しい状況が続いていることから、「厳重警
戒」として、県民・事業者の皆様へ、「不要不急の行動自粛と行動の変容」、「感染防
止対策の徹底」、「県をまたぐ不要不急の移動自粛」をお願いするメッセージを发出
しました。

つきましては、貴団体員への周知に御配慮いただくとともに、この取組の趣旨を
御理解いただき、御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

< 県 WEB ページ掲載箇所 >

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html>

担 当 生活衛生部医薬安全課

薬事グループ

毒劇物・麻薬・血液グループ

監視グループ

生産グループ

電 話 052-954-6303 (タ`イリン)

052-954-6305 (タ`イリン)

052-954-6344 (タ`イリン)

052-954-6304 (タ`イリン)

電子メール iyaku@pref.aichi.lg.jp

関係団体の長様

愛知県保健医療局長
(公 印 省 略)

愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針の第 7 回変更について
(通知)

新型コロナウイルス感染症対策については、昨日、「緊急事態宣言」及び「栄・錦地区における営業時間短縮等の要請」を解除するとともに、本日、国から「イベント開催制限の 9 月末迄延長する旨の方針」が示されたところです。

つきましては、下記事項を「感染拡大予防対策指針」に反映し、第 7 回変更を行いましたので、貴団体員への周知に御配慮いただくとともに、本指針の趣旨を御理解いただき、御協力いただきますようお願い申し上げます。

<対策指針・第 7 回変更事項>

- ①「緊急事態宣言」「営業時間短縮要請」の解除、「県民・事業者の皆様へのメッセージ」を冒頭追加記載
- ②上記「県民・事業者の皆様へのお願い」に関する事項を本文に追記
- ③「イベント開催制限」を 9 月末迄延長
- ④感染症専門病院の開設等、医療提供体制の強化策を追記
- ⑤高齢者施設の感染対策始め各局取組事項を追記
- ⑥上記に関する参考資料を追加・修正

<県WEBページ掲載箇所>

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/taisakusisin.html>

担 当 生活衛生部医薬安全課

薬事グループ

毒劇物・麻薬・血液グループ

監視グループ

生産グループ

電 話 052-954-6303 (タ`ヤルイン)

052-954-6305 (タ`ヤルイン)

052-954-6344 (タ`ヤルイン)

052-954-6304 (タ`ヤルイン)

電子メール iyaku@pref.aichi.lg.jp